

加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）比較表

	2.河川整備の現状と課題	3.河川整備の目標に関する事項	4.河川整備の実施に関する事項
対象区間及び対象期間		<p>本整備計画は、現時点の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、今後の状況の変化、事業実施後の河川環境、河川管理施設に係わるモニタリングの結果や新たな知見、技術の進歩等により必要に応じて適宜計画の見直しを実施する。</p> <p>さらに、対策の緊急性に配慮しながら河川の整備に投じる費用と得られる効果、影響を考慮して計画的な整備を行うとともに、調査、計画、設計、施工、維持管理を一連のシステムとして捉え、必要に応じ学識者や関係機関等の意見等を踏まえたモニタリングや評価を行い計画にフィードバックするとともに、地域住民や関係機関と情報共有を図りながら整備を実施する。</p> <p>■ 対象区間及び対象期間 〔対象区間〕 本整備計画において対象とする区間は、下図に示すとおり国管理区間とする。 加古川水系の国が管理している区間は、本川加古川36.3km、万願寺川3.1km、東条川2.0km、総延長は41.4kmである。</p> <p>〔対象期間〕 本整備計画の対象期間は、概ね30年間とする。</p>	

加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）比較表

1.治水	2.河川整備の現状と課題	3.河川整備の目標に関する事項	4.河川整備の実施に関する事項
<p>1.1洪水対策</p>	<p>洪水対策は、洪水による浸水から国民の生命、財産を守るために必要である。</p> <p>加古川の河川改修は、古くは姫路藩主榊原忠次による「升田堤」築堤にはじまり、加古川の治水と新田開発を目的に姫路藩が加古川下流右岸に堤防を築いた。</p> <p>本格的な河川改修は、明治40年8月洪水を契機に直轄事業として加古川改修工事が行われたことに始まる。大正7年からは、美嚢川合流点から下流部において築堤、掘削、護岸や古新堰堤等の工事を実施し、加古川市、高砂市において築堤が概成した。昭和16年からは、兵庫県が、美嚢川合流点から上流部において築堤、掘削、護岸や河合頭首工等の工事を実施し、小野市においても築堤が概成した。昭和44年からは、万願寺川においても築堤、掘削、護岸等の工事を実施した。</p> <p>昭和53年からは、流下阻害となる横断工作物が多く存在する下流部において堤防の漏水対策を実施した。また、昭和63年からは、堤防強化対策事業（アーマー・レビー）を実施し、平成7年に緊急施工区間の整備が完了した。</p> <p>昭和56年からは、流下阻害となっていた五ヶ井堰と上部井堰の統合、可動堰化による洪水時の流下能力確保を目的として加古川大堰の建設事業に着手し、平成元年に完成した。また、平成7年からは、流下能力確保を目的としてJR山陽本線加古川橋梁の改築事業に着手し、平成17年に完成した。</p> <p>このように、加古川では計画高水流量（基準地点（国包）での年超過確率1/150年）を安全に流下させることを目標に、下流部を中心として整備を推進してきた。堤防整備状況は、完成堤47%であり、上・中流部に堤防未整備区間が依然として残っているため、下流部の治水安全度を確保しながら、堤防整備を進める必要がある。また、下流部では古新堰堤、加古川堰堤等の横断工作物が老朽化し流下阻害にもなっているため、これらの改築が必要である。</p> <p>国管理区間における現況流下能力は、平成20年9月に策定した「加古川水系河川整備基本方針」における計画高水流量に対し、全川的に不十分な状況であり河川整備が必要である。</p> <p>また、浸透・侵食対策等の堤防の質的強化対策については、河川堤防の浸透に対する安全性を確認するための詳細点検を実施した結果、安全性が不足する区間が44.1%あることから、堤防の浸透対策を実施する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">P.25</p>	<p>平成20年9月に定めた「加古川水系河川整備基本方針」における基本高水は、基準地点国包において9,000m³/s、このうち流域内の洪水調節施設により国包地点において1,600m³/sを調節し、河道への配分流量は7,400m³/sとなる。</p> <p>洪水による災害の発生防止及び軽減に関する目標は、過去の水害の発生状況、流域の重要度、これまでの整備状況等を踏まえ、「加古川水系河川整備基本方針」で定めた目標に向けて段階的に整備を進め、洪水による災害に対する安全性の向上を図る。その結果、戦後最大規模相当となる平成16年台風第23号洪水を安全に流下させることが可能になる。</p> <p>また、長大かつ歴史的経緯の中で建設された土木構造物である堤防は、内部構造及び基礎地盤が不明確で、構造物としての信頼性が必ずしも高くない場合がある。このため、浸透に対する安全性が確保されていない堤防については、質的な安全性の向上に努める。</p> <p style="text-align: right;">P.51</p>	<p>整備計画の洪水対策箇所は、平成16年台風第23号洪水を対象とした目標流量に対して現況流下能力が不足する箇所とする。過去の被害発生状況や上下流の治水安全度のバランスを考慮しながら、河川環境に配慮した洪水対策を実施する。</p> <p>また、浸透に対する堤防の安全性が低い区間については、対策が必要な44.1%のうち安全性が特に低く被災履歴のある箇所について、優先的に堤防の強化を実施する。</p> <p>河川整備イメージ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①高砂・尾上地区（-0.2k～2.8k） ②古新地区（2.8k～3.8k） ③平荘地区（その1）（3.8k～6.2k） ③平荘地区（その2）（6.2k～9.8k） ④来住・大島地区（16.2k～18.6k） ⑤小野地区（23.1k） ⑥社・河合地区（26.6k～28.4k） ⑦社・河合地区（28.4k～30.6k） ⑧社・滝野地区（30.7k～32.5k） ⑨滝野・多井田地区（その1）（32.5k～33.8k） ⑨滝野・多井田地区（その2）（33.8k～35.0k） ⑩多井田地区（35.0k～36.4k） ⑪東条川地区（0.0k～2.0k） <p style="text-align: right;">P.57,63</p>

加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）比較表

	2.河川整備の現状と課題	3.河川整備の目標に関する事項	4.河川整備の実施に関する事項
1.治水			
1.2地震対策	<p>地震対策は、地震による堤防や樋門を含む河川管理施設の機能喪失を防ぎ、被災後に発生の可能性のある洪水、高潮による浸水被害から国民の生命、財産を守るために必要である。</p> <p>平成7年1月の兵庫県南部地震を契機として、河川構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動（レベル1地震動）に対応する、堤防の耐震点検を実施してきた。その結果、地震により沈下等の被災を受けた際に、河川水の浸水による二次被害を受ける可能性があるとしてされた稲屋地区で耐震対策を実施した。今後は、河川構造物の耐震性能の一層の向上を図るため、対象地点において現在から将来にわたって発生が考えられる最大級の強さを持つ地震動（レベル2地震動）に対応する、さらなる照査が必要である。</p> <p style="text-align: right;">P.28</p>	<p>地震対策については、対象地点において現在から将来にわたって発生が考えられる最大級の強さを持つ地震動（レベル2地震動）に対応するために、地震による堤防や樋門を含む河川管理施設の耐震性能の向上に努める。</p> <p style="text-align: right;">P.53</p>	<p>地震対策については、河川管理施設の耐震性能の照査を実施する。必要に応じて対策を実施する。</p> <p style="text-align: right;">P.63</p>
1.3高潮対策	<p>高潮対策は、高潮による浸水被害から国民の生命、財産を守るために必要である。</p> <p>そのため、高潮対策の実施を検討している。近年、高潮被害は発生していないものの、今後被害を受ける可能性がある。</p> <p style="text-align: right;">P.28</p>	<p>高潮対策については、高潮による被害が発生しないよう高潮対策に努める。</p> <p style="text-align: right;">P.53</p>	<p>高潮対策については、高潮による被害が発生しないよう高潮対策を実施する。</p> <p style="text-align: right;">P.63</p>
1.4内水対策	<p>内水対策は、内水による浸水被害から国民の生命、財産を守るために必要である。</p> <p>平常時は支川から本川に排水し、洪水時は本川から支川に逆流しないように、内水被害の低減を含めた支川処理を実施している。今後も、関係機関と連携して内水被害の低減に努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">P.28</p>	<p>内水対策については、関係機関と連携し、内水被害の低減に努める。</p> <p style="text-align: right;">P.53</p>	<p>内水対策については、関係機関との連携を行うことを原則とし、必要に応じて対策を実施する。</p> <p style="text-align: right;">P.63</p>

加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）比較表

	2.河川整備の現状と課題	3.河川整備の目標に関する事項	4.河川整備の実施に関する事項
2.利水	<p>人々が社会生活の中で多くの水を利用していることや河川環境の保全のために安定した水量の確保が必要である。</p> <p>河川水の利用については、古くからの記録が残っており、聖徳太子が加古川に五ヶ井を開いたことが伝わっている。荘園開発の時代を経て江戸時代には、新井水道開削、三ヶ村井堰、津万井堰、上部井堰などが建設され、加古川本川からの取水が進んだ。その後、明治・大正時代には水利に乏しい印南野台地を開発するために、淡河川から導水する「淡河疏水」、「山田川疏水」が建設された。昭和時代には、工業用水、上水道用水を確保するために、加古川堰堤、平荘ダム、権現ダムが、農業用水を確保するために糎屋ダム、鴨川ダム、大川瀬ダム、吞吐ダムが建設された。</p> <p>その後も、東播磨地域の発展にともない、工業用水や上水道用水の水需要に対応するため加古川大堰が建設され、支川の糎屋ダム、川代ダム、大川瀬ダム、吞吐ダム等の取水施設を含めて、農業用水（30.467 m³/s）、工業用水（17.286m³/s）、上水道用水（3.793m³/s）等合計で約52m³/sの用水を広域に安定供給している。</p> <p>加古川の流況を経年的にみると流量は減少の傾向にある。また、近年では、平成6年、平成12年、平成17年、平成21年に渇水が発生しており、平成6年の渇水時には1ヶ月半程度にわたり、農業用水と上水道用水と工業用水において最大40%の取水制限が行われた。</p> <p style="text-align: right;">P.29</p>	<p>加古川の国包地点において、流水の正常な機能を維持するために必要な流量（しろかき期概ね9m³/s、その他の期間概ね7m³/s）の確保に努める。</p> <p>また、渇水時においても、水利用や河川環境にできるだけ影響を及ぼさないよう関係者との調整に努める。</p> <p style="text-align: right;">P.53</p>	<p>流水の正常な機能を維持するために、関係者との調整により広域的かつ合理的な水利用の継続を図り、正常流量の確保に努める。</p> <p>河川水の流況の変化に対応した適切な水利用を図るために、水利権の更新や変更に際しては、従前と同様に利水者の水利用の実態及び水需要を踏まえ適正に水利権を許可する。また、水資源の重要性についての啓発、広報を実施する。</p> <p>平常時には、河川巡視による河川情報を基本に、河川監視カメラ（CCTV）を活用した日常的な河川情報を収集するとともに、インターネット等により、日常的に河川の水位等のリアルタイム情報を提供することで渇水時の早期対応を促進する。渇水時には、「加古川下流部渇水調整協議会」を開催し、関係機関との情報交換や渇水調整を実施する。</p> <p style="text-align: right;">P.64</p>

加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）比較表

	2.河川整備の現状と課題	3.河川整備の目標に関する事項	4.河川整備の実施に関する事項
3.河川環境			
3.1 生物の生息・生育・繁殖			
1) 生物の生息・生育・繁殖の場	<p>人間を含むすべての生命の生存基盤である環境は、生物の多様性が健全に維持されることにより成り立っている。しかしながら、いのちと暮らしを支える生物多様性が、人間活動や開発、生活様式や産業構造の変化等により、危機に直面していることから、将来にわたって維持されるように、生物の多様性を維持、回復する必要がある。</p> <p>加古川における特徴的な生物の生存基盤である生息・生育・繁殖の場としては、「瀬・淵」、「わんど・たまり」、「礫河原」、「水際植生」、「河口干潟」がある。これまで、現状を把握するために、「河川水辺の国勢調査」等を実施している。</p> <p>○ 瀬・淵について 瀬・淵は、川における流れの1つの基本単位であり、多くの魚類や鳥類の良好な生息・生育・繁殖の場であることから重要な存在である。 瀬にはアカザやカジカ(大卵型)等の流水性魚類が、深く流れの緩やかな淵は、オヤニラミやウキゴリなどを主とする止水性魚類が生息している。鳥類においては、瀬はササゴイ等の餌場として、淵はカワセミ等の餌場やオシドリ等のカモ類の休息場として利用されているため必要な環境である。 また、加古川の場合、下流部は勾配が緩く、川の流れが緩慢であり、流速の変化に富む瀬・淵の環境が重要な役割を担っている。特に、下図のとおり瀬・淵は、過去と比較すると減少傾向にあるため、再生する必要がある。</p> <p>○ わんど・たまりについて わんど・たまりは、季節や水量によって形成規模が異なるが、この不安定とも思われる環境が多くの魚類や貝類、鳥類、植物の良好な生息・生育・繁殖の場として必要である。 わんど・たまりには、ミズオオバコ等の沈水植物、ミクリ、ヨシ群落等の抽水植物が生育し、植物の間にはモノアラガイ、ミゾレヌマエビ等が生息している。 また、ヤリタナゴやアブラボテ等の止水性魚類やドジョウの産卵場や初期育成の場であり、タナゴ類の産卵母貝となるトンガリササノハガイも生息している。 さらに、出水時の魚類等の避難場としても重要であるため必要な環境である。特に、下図のとおりわんど・たまりは、過去と比較すると減少傾向にあるため、再生する必要がある。</p>	<p>過去と比較すると減少傾向にある瀬・淵、わんど・たまり、礫河原については、生物の多様な生息・生育・繁殖の場であることから再生に努める。</p> <p>過去と比較すると局所的な変化はあるものの大きな変化は見られない水際植生、河口干潟については、生物の多様な生息・生育・繁殖の場であることから保全に努める。</p>	<p>○ 瀬・淵について 瀬については、河積を阻害しないよう水面幅を縮め流速を高めることで瀬の再生を実施する。 淵については、水深の深い箇所をつくり、淵の再生を実施する。</p> <p>○ わんど・たまりについて わんど・たまりについては、河道を掘削し、平常時も本川と連続している止水域（わんど）や分離した止水域（たまり）の再生を実施する。</p> <p>○ 礫河原について 礫河原については、河川の営力（洪水による攪乱）を活用した手法など、礫河原の再生を検討する。必要に応じて掘削等の対策を実施する。</p> <p>○ 水際植生について 水際植生については、極力保全する。やむを得ず整備を行うときには、水際植生が再生するように水陸移行帯を創出する対策を実施する。</p> <p>○ 河口干潟について 河口干潟については、保全し、干潟以外の部分で掘削を実施する。</p>

加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）比較表

	2.河川整備の現状と課題	3.河川整備の目標に関する事項	4.河川整備の実施に関する事項
3.河川環境			
<p>1) 生物の生息・生育・繁殖の場</p>	<p>○ 礫河原について 礫河原は、鳥類や、植物の良好な生息・生育・繁殖の場や洪水時における魚類の避難場所であることから必要である。 礫河原は、コチドリやイソシギ等の鳥類や、湿地に生育するフジバカマ、ナガボテンツキ等の植物の生息・生育の場となっているため必要な環境である。特に、下図のとおり礫河原は、過去と比較すると減少傾向にあるため、再生する必要がある。</p> <p>○ 水際植生について 水際植生は、多くの鳥類や哺乳類、昆虫類、魚類、底生動物の良好な生息・生育・繁殖の場であり、水際植生がまとまって形成する場は特に必要である。 水際植生は、高茎抽水植物群落が繁茂し、オオヨシキリ等の鳥類や、ジュウサンホシテントウ等の昆虫類の生息の場となっている。また、これら水際植生の根際はドジョウやウキゴリといった魚類やモノアラガイやミゾレヌマエビといった底生動物の生息の場となっているため必要な環境である。水際植生は、下図のとおり過去と比較しても分布状況に大きな変化は見られない。今後も、水際植生がまとまって形成する場を、保全していく必要がある。</p> <p>○ 河口干潟について 河口干潟は、干満による影響で時間帯によって塩分濃度が変化する感潮域にあり、干潮時には陸地になり、ヨシ群落が繁茂しているところである。干潟の位置や低床の質により生物は異なるが、トビハゼやエドハゼ、シラウオ等の魚類、ヨドシロヘリハンミョウ等の昆虫類、チゴガニ、ヤマトオサガニ、ハクセンシオマネキ等の甲殻類、フトヘナタリガイやヒロクチカノコガイ等の貝類、それら甲殻類や貝類を餌とするホウロクシギ、シロチドリ等の鳥類が生息し、アイアシ、シオクグなどの塩生植物が生育するため必要な環境である。河口干潟は、下図のとおり過去から比較すると局所的な変化はあるものの大きな変化は見られない。 加古川に存在する干潟は、兵庫県下に存在する河口干潟では最も東に存在する健全なもので、近畿地方の他の干潟にはみられないヨドシロヘリハンミョウが確認されていることから価値があり、保全していく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">P.32</p>	<p style="text-align: right;">P.53</p>	<p style="text-align: right;">P.64</p>

加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）比較表

	2.河川整備の現状と課題	3.河川整備の目標に関する事項	4.河川整備の実施に関する事項
3.河川環境			
2) 魚類、甲殻類の移動の連続性	<p>人と生物との関係の変化により、現在及び将来のすべての生命の存在にとって欠かすことの出来ない自然環境が危機に直面していることから、生物の多様性を保全する必要がある。</p> <p>これまでも、現状を把握するために、「河川水辺の国勢調査」を実施している。</p> <p>加古川では、121種の魚類と20種の甲殻類が確認されている。これら、加古川に生息する全ての魚類、甲殻類が、生活史を全うするために、加古川全川を自由に遡上、降下できるようにすることが必要である。国管理区間においては、堰等が魚類、甲殻類の縦断的な移動を阻害する場合があるため、本来予測される生息範囲で確認できないなどの課題がある。</p> <p style="text-align: right;">P.35</p>	<p>堰が支障とならず、加古川に生息する全ての魚類、甲殻類が、加古川全川を自由に遡上、降下できるように、縦断的移動の連続性の確保に努める。</p> <p style="text-align: right;">P.53</p>	<p>魚類の遡上状況などの調査により詳細な実態を把握し、魚類や甲殻類がのぼりやすい魚道について検討する。河川管理施設については、必要に応じて魚道の改良等を実施する。</p> <p>また、許可工作物の堰については、魚道の改良等について施設管理者と連携して、調整、支援を実施する。</p> <p style="text-align: right;">P.66</p>
3) 外来種	<p>外来種とは、他から入ってきた種が地域固有の生態系を脅かす存在であるため、生物の多様性を保全する観点から対策が必要である。</p> <p>平成17年に、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という）が施行され、日本在来の生物を捕食し、これらと競合することで、生態系を損ねたり、人の生命や身体、農林水産業に被害を与えたりする、あるいはそうするおそれのある外来生物による被害を防止するために、それらを「特定外来生物」等として指定している。「外来生物法」では、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行うとともに、必要に応じて国や自治体が野外等の特定外来生物の駆除を行うことを定められた。</p> <p>これまでも、現状を把握するために、「河川水辺の国勢調査」等を実施しており、特定外来生物に指定されている種のうち、ブルーギル、オオクチバス、ウシガエル、ヌートリア、アライグマ、ナガエツルノゲイトウ、アレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、ボタンウキクサの11種が確認されている。</p> <p style="text-align: right;">P.36</p>	<p>特定外来生物が地域へ優占することの防止に努める。</p> <p style="text-align: right;">P.53</p>	<p>今後も継続的に調査し、特定外来種の分布状況等の把握に努めるとともに、特定外来種の駆除など、在来種への影響を小さくする対策等の検討を実施するとともに、外来生物法等に関する啓発、広報を実施する。</p> <p style="text-align: right;">P.67</p>

加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）比較表

	2.河川整備の現状と課題	3.河川整備の目標に関する事項	4.河川整備の実施に関する事項
3.河川環境			
3.2 水環境（水質）			
1) 河川水質	<p>工場排水や生活排水による河川水の汚濁から、人の健康、生活環境を保全する必要がある。これまでも、人の健康や生活環境を保全するため、国包・板波地点に水質自動観測所を設置し、水温、水素イオン濃度(pH)、溶存(ようぞん)酸素量(DO)、濁度、導電率(EC)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)の測定を実施している。</p> <p>環境基準の類型指定については、加古川の利用目的、水質汚濁の状況及び水質汚濁の立地条件等を考慮して、篠山川合流点から河口までを環境基準B類型（昭和45年9月に篠山川合流より下流JR山陽本線加古川橋梁までの区間が指定、昭和46年5月にJR山陽本線加古川橋梁より下流の区間が指定）、源流から篠山川合流点までをA類型（昭和45年9月に指定）として指定されている。</p> <p>BOD75%値は、平成以降いずれの環境基準点においても環境基準を概ね満足しており、今後も、良好な水質を維持する必要があるとともに、水質モニタリングを継続して実施していく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">P.37</p>	<p>今後も、良好な水質が保全されるよう努めるとともに、自動監視を含む水質調査の充実及びその活用に努める。</p> <p style="text-align: right;">P.54</p>	<p>自治体等の関係機関の連携のもと設置されている「加古川水質汚濁防止協議会」により、住民意識の向上を目的とした啓発活動や水質汚濁防止に係る公害防止計画の作成作業への協力を実施するとともに、緊急時の措置に関する連絡、通報を実施する。</p> <p>また、利用者サービス向上に向けて、自動監視の精度向上を検討するとともに水質モニタリング及びインターネット配信を継続して実施する。</p> <p style="text-align: right;">P.67</p>
2) 水質事故対応	<p>油等の有害物質の流出による水質事故から、人の健康、生活環境を保全する必要がある。</p> <p>「水質汚濁防止法」に基づき、油等有害物質が流出する水質事故が発生した場合には、「加古川水質汚濁防止協議会」を通じて、迅速な連絡を行い、被害防止に努めている。今後も、継続して水質事故対応を実施していく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">P.37</p>	<p>「加古川水質汚濁防止協議会」を通じて、今後も関係機関との連携を図るとともに、迅速な水質事故対応の継続に努める。</p> <p style="text-align: right;">P.54</p>	<p>「加古川水質汚濁防止協議会」を通じて、水質事故に対する迅速な対応、関係機関との連携強化、被害の拡大防止、水質事故防止に向けた啓発活動を実施する。</p> <p style="text-align: right;">P.67</p>

加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）比較表

	2.河川整備の現状と課題	3.河川整備の目標に関する事項	4.河川整備の実施に関する事項
3.河川環境			
3.3 河川景観	<p>河川景観は、流域の自然的状態や社会的状態を映し出す鏡であり、それが、健全な状態、つまり河川を取り巻く自然環境や社会環境に調和した姿を呈する場合には、「望ましく」感じられるため、河川改修による河川景観への影響から、自然環境や社会環境に調和した地域の原風景となっている良好な河川景観を保全する必要がある。加古川における特徴的な河川景観としては、「甌穴」、「鬪龍灘」、「礫河原」がある。</p> <p>大門橋周辺に見られる「甌穴」は、河床にできたくぼみの中で小石が転がってできる穴であり、「改訂・兵庫の貴重な自然」における地形分野のランクCに指定されている。</p> <p>滝野大橋より上流に見られる「鬪龍灘」は、河道いっぱい奇岩が起伏し、激しい流れが岩を乗り越えて走る露岩地となっており、「改訂・兵庫の貴重な自然」における地形分野及び地質分野のランクBに指定されている。</p> <p>また、中・上流部には日本の伝統的景観である礫河原が広がっている。</p> <p>今後も継続して、良好な河川景観に配慮していく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">P.37</p>	<p>これまで流域の人々が、加古川と共に築いてきた関わりの中で、地域の原風景となっている良好な河川景観に配慮した整備に努める。</p> <p style="text-align: right;">P.54</p>	<p>河川整備を実施する際には、これまで流域の人々が、加古川と共に築いてきた関わりの中で、礫河原の再生等の地域の原風景となっている良好な河川景観に配慮した整備を実施する。なお、実施にあたっては、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」に基づき景観検討を行う。</p> <p style="text-align: right;">P.67</p>

加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）比較表

	2.河川整備の現状と課題	3.河川整備の目標に関する事項	4.河川整備の実施に関する事項
3.河川環境			
3.4 文化、歴史			
1) 舟運	<p>加古川の舟運は、1500年代後半の豊臣秀吉の時代に、政治や経済の中心が京都から大阪に移動したため、播磨の貢米を運ぶルートもそれに伴い変わり、発展した。</p> <p>舟運の航路開発は2期に分かれる。第1期（1594年）は、彦兵衛と三郎右衛門が高砂から大門までの航路を、阿江与助が大門から滝野までの航路を浚渫した。第2期（1604～1606年）は、阿江与助と西村伝入斎が滝野から船町、本郷までの航路を浚渫した。こうして加古川筋の舟運は氷上郡本郷から滝野・新町を経て、高砂までが完通した。</p> <p>この舟運を利用して、池田氏は滝野と田高に関税（五分一銀）を徴収する船座を設置した。特に、滝野には鬮龍灘が存在するため、船荷の積み替えを行う重要な地点であった。</p> <p>また、川沿いの各地に河岸とよばれる船着場と物資集散の町場が現れた。特に、滝野、新町、大門、市場等の河岸では、3箇所の船着場があり、多数の商家が現れるなど、沿川きっての町場として繁栄した。</p> <p>このように、加古川の舟運は、大正2年に播州鉄道（現JR加古川線）ができるまで、人や物資の連続性を確保する重要な役割を果たしていた。</p> <p>これらの歴史的背景より、加古川沿川に家屋が連担してきた。</p> <p style="text-align: right;">P.38</p>	<p>加古川の舟運の歴史を踏まえ、町づくりと一体となった整備に努める。</p> <p style="text-align: right;">P.54</p>	<p>河川整備を実施するにあたっては、加古川の舟運の歴史を踏まえ、町づくりと一体となった整備を実施する。</p> <p style="text-align: right;">P.67</p>
2) ため池	<p>加古川流域では、農業用水を安定的に確保するために、ため池が数多く築造されてきた。また、ため池には、ため池本来の役割である農業用水源の役割に加え、洪水緩和の役割、親水空間の役割、生態系保全の役割等、多面的な役割を果たしており、保全に協力していく必要がある。</p> <p>これらのため池は、近年、ため池管理者の高齢化と維持、管理の疎放化に加え、地域住民の混住化と米消費の減少が重なり、ため池の役割や必要性に対する認識が薄くなってきている。</p> <p style="text-align: right;">P.39</p>	<p>ため池には、ため池本来の役割である農業用水源の役割に加え、洪水緩和の役割、親水空間の役割、生態系保全の役割等、多面的な役割を果たしていることから、ため池の役割や必要性に対する認識の共有に努める。</p> <p style="text-align: right;">P.54</p>	<p>関係機関や地域住民が主体となったため池協議会等と連携し、ため池の保全に協力していく。</p> <p style="text-align: right;">P.67</p>
3.5 河川に関する学習	<p>加古川の水辺で人々が学ぶことを通じて、人間と環境との関わりについての正しい認識に立ち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会の創造を目指す必要がある。</p> <p>人間と環境との関わりを深めていくため、河川管理者等が環境出前講座等を実施し、河川に関する学習機会を提供してきたが、さらに、水辺で学ぶ機会を増やしていくことが必要である。</p> <p style="text-align: right;">P.39</p>	<p>人間と環境との関わりについて、正しい認識が出来るように河川に関する学習機会の増加に努める。</p> <p style="text-align: right;">P.54</p>	<p>環境を学ぶ機会として、環境出前講座を継続して実施するとともに、河川調査、水生生物調査、モニタリング等を通じた環境学習を実施する。</p> <p style="text-align: right;">P.67</p>

加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）比較表

	2.河川整備の現状と課題	3.河川整備の目標に関する事項	4.河川整備の実施に関する事項
4.河川管理			
4.1河川管理施設の機能維持			
1) 堤防	<p>堤防は、洪水による浸水被害から国民の生命、財産を守るために必要な河川管理施設である。堤防が決壊すると甚大な被害が発生するため、未然に防ぐ必要がある。</p> <p>そのため、堤防決壊の原因となる可能性のある亀裂や陥没や法崩れ等といった堤防の変状がないかについて週3回点検を実施し、出水期前には全川徒歩により詳細な点検を実施している。点検により異常があれば、堤防の補修といった必要な対策を実施している。今後も、堤防の点検、補修を継続して実施していく必要がある。</p> <p>また、堤防に草が繁茂した場合、堤防の変状を確認することができなくなるため、梅雨時期と台風期前を目途に年2回の堤防除草を実施している。発生した刈草は施設処理により処分することを基本としており、運搬費や処理費等に要すコストが課題となっている。</p> <p style="text-align: right;">P.40</p>	<p>今後も、堤防の機能が維持される管理に努める。</p> <p>また、堤防除草により発生した刈草について、コスト削減のために地域住民と協働した有効利用に努める。</p> <p style="text-align: right;">P.55</p>	<p>堤防について、日常的な点検や、出水期前の全川徒歩による詳細な点検を実施する。点検により異常があれば、補修といった必要な対策を実施する。</p> <p>また、堤防の変状確認のため梅雨時期と台風時期を目途に堤防除草を実施するとともに、コスト削減方策のための検討を実施する。さらに、堤防除草により発生した刈草の有効利用について検討を実施する。必要に応じて、地域住民と協働した有効利用の取り組みを実施する。</p> <p style="text-align: right;">P.68</p>
2) 加古川大堰	<p>加古川大堰は、洪水による浸水から国民の生命、財産を守るとともに、安全で安定した水利用を確保するために必要である。</p> <p>そのため、平常時は取水や流量確保のためゲートをおろした状態で水位を確保したり、洪水時はゲート操作を実施して洪水を安全に流下させる等、24時間体制で監視を実施している。また、加古川大堰については常に万全の機能を発揮できるよう、ゲート等の機械設備、電気通信設備は毎日、堰柱等の土木施設等は2ヶ月に1回の点検や整備を実施している。点検により異常があれば、補修といった必要な対策を実施している。その他、利水容量を確認するための測量等の貯水池内の状況把握も実施している。今後も、加古川大堰の維持管理等を継続して実施していく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">P.40</p>	<p>今後も、加古川大堰の機能が維持される管理に努める。</p> <p style="text-align: right;">P.55</p>	<p>加古川大堰について、24時間体制で監視を実施するとともに、機械設備や電気通信施設、土木施設等の点検を実施する。点検により異常があれば、補修といった必要な対策を実施する。</p> <p>また、加古川大堰の利水容量の確認のための測量を実施する。さらに、施設のライフサイクルコストを勘案し、効率的、効果的な施設の機能維持を実施する。</p> <p style="text-align: right;">P.68</p>

加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）比較表

	2.河川整備の現状と課題	3.河川整備の目標に関する事項	4.河川整備の実施に関する事項
4.河川管理			
3) その他の河川管理施設（樋門、堰等）	<p>その他の河川管理施設（樋門、堰等）は、洪水による浸水被害から国民の生命、財産を守るために必要である。</p> <p>堤防護岸を除く樋門、水門等の主な河川管理施設（許可工作物除く）が30箇所存在し、損傷、汚れ具合、動作確認、潤滑油補填等の点検を出水期には月2回、非出水期には月1回（年間を通して18回）を実施し、機械内部の劣化や摩耗状況等詳細な点検を年に1回実施している。また、堰等の横断構造物については、年1回の点検を実施している。点検により異常があれば、補修といった必要な対策を実施している。今後も、その他の河川管理施設（樋門、堰等）の維持管理等を継続して実施していく必要がある。また、設置年度が古い施設があり、それらの施設の老朽化が課題となっている。</p> <p style="text-align: right;">P.41</p>	<p>今後も、その他の河川管理施設（樋門、堰等）の機能が維持される管理に努める。また、各施設のライフサイクルコストを勘案しつつ、計画的な補修等により現状の機能が維持されるように努める。</p> <p style="text-align: right;">P.55</p>	<p>樋門については、損傷や汚れ具合、動作確認、潤滑油補填等の点検と、機械内部の劣化や摩耗等の詳細な点検を実施する。</p> <p>また、堰等についても点検を実施する。点検により異常があれば、補修といった必要な対策を実施する。さらに、各施設のライフサイクルコストを勘案し、効率的、効果的な施設の機能維持を実施する。</p> <p style="text-align: right;">P.68</p>
4) 許可工作物（堰、橋梁、樋門等）	<p>河川区域内には、河川管理施設以外に橋梁や道路、樋門、堰等の許可工作物も多く存在し、これらは河川管理者以外の者が河川管理者の許可を得て設置している。</p> <p>許可工作物についても、洪水による災害の発生防止のために施設の状況を把握し、管理が適切に行われるように、施設管理者に対して適正管理の指導及び、計画的な維持修繕等の指導を実施している。今後も、施設管理者に対する指導を継続して実施していく必要がある。</p> <p>しかし、許可工作物の中には古くに設置されたため、現在の「河川管理施設等構造令」に適合しない施設があるため、改築や統合等の改善指導を継続して実施していく。</p> <p style="text-align: right;">P.41</p>	<p>今後も、許可工作物の機能が維持されるように、施設管理者による適正な管理を徹底させるための指導に努める。</p> <p>また、現在の河川管理施設等構造令に適合しない施設について、施設管理者が改善するための指導に努める。</p> <p style="text-align: right;">P.55</p>	<p>許可工作物（堰、橋梁、樋門等）については、施設管理者に対して、点検整備の指導を実施する。</p> <p>また、現在の河川管理施設等構造令に適合しない施設については、施設管理者に対して、改築や統合等の改善するための指導を実施する。</p> <p style="text-align: right;">P.68</p>

加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）比較表

	2.河川整備の現状と課題	3.河川整備の目標に関する事項	4.河川整備の実施に関する事項
4.河川管理			
4.2河川区域の管理			
1) 樹木の管理	<p>樹木の管理は、洪水等による浸水被害から国民の生命、財産を守るとともに、生物の多様性を守るために必要である。</p> <p>洪水を安全に流下させるために支障となる樹木は伐採を実施している。しかし、ヤナギ等の河道内の樹木は、鳥類の営巣地や昆虫類の生息・繁殖の場所であるなど生態系の中で重要な役割を果たしているため、伐採の時期、方法等について十分配慮しながら管理する必要がある。また、伐採した樹木の処理にかかるコストが課題となっている。</p> <p style="text-align: right;">P.42</p>	<p>洪水を安全に流下させるために支障となる樹木は伐採するとともに、発達した樹木については、高さが違う樹林が存在するなど、生物の生息・生育・繁殖環境への配慮に努める。</p> <p>また、伐採した樹木について、コスト削減のために地域住民と協働した有効利用に努める。</p> <p style="text-align: right;">P.55</p>	<p>洪水を安全に流下させるために支障となる樹木は伐採するとともに、発達した樹木については、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した輪伐による計画的伐採を実施する。</p> <p>また、伐採した樹木について、有効利用について検討を実施する。必要に応じて、地域住民と協働した有効利用の取り組みを実施する。</p> <p style="text-align: right;">P.69</p>
2) 土砂の管理	<p>土砂の管理は、洪水による浸水被害から国民の生命、財産を守るために必要である。</p> <p>加古川の土砂生産量は全国的に見ても大きなものではなく、河床変動は小さい。しかし、出水時に局所的に土砂が堆積する箇所もあり、洪水を安全に流下させるために支障となる堆積土砂は、河川の測量等を実施し状態把握に努め、河川環境に配慮しながら除去を実施している。</p> <p>砂利採取については、昭和40年代に河道内の砂利採取が盛んに行われ、平成20年までに約97万m³の砂利が採取されている。</p> <p>今後も、治水上および河川管理上支障となる堆積土砂の管理を継続して実施していく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">P.42</p>	<p>今後も、河道の状況を把握して、洪水を安全に流下させるために支障となる堆積土砂の除去に努める。</p> <p>また、砂利採取計画により、適切な土砂の管理に努める。</p> <p style="text-align: right;">P.55</p>	<p>洪水を安全に流下させるために支障となる堆積土砂は、定期的な測量等により状態を把握し、河川環境に配慮しながら堆積土砂の除去を実施する。</p> <p>また、砂利採取計画により、適切に土砂の管理を実施する。</p> <p style="text-align: right;">P.69</p>
3) 塵芥処理	<p>洪水時に上流から多量の塵芥や草木が漂着するため、その処理を実施している。</p> <p>洪水時に流下する塵芥の中には、国管理区間より上流や支川から流れてくるものもあるため、今後も、流域が一体となって対応していく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">P.43</p>	<p>今後も、塵芥処理に努めるとともに、流域が一体となった対応に努める。</p> <p style="text-align: right;">P.55</p>	<p>必要に応じて、塵芥の実態調査や塵芥処理を実施するとともに、流域一体となった対応を実施する。</p> <p>また、地域住民や関係機関との連携を図り、美化清掃活動の継続した実施と支援を実施する。</p> <p style="text-align: right;">P.69</p>
4) 土地の管理	<p>河川区域の土地の管理を適正に行うため、土地境界の明示、確定を実施している。今後も、土地境界の確定を進めていく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">P.43</p>	<p>今後も、河川区域の土地の適正な管理に努める。</p> <p style="text-align: right;">P.55</p>	<p>河川区域の土地の適正な管理を実施する。</p> <p style="text-align: right;">P.69</p>
5) 不法行為等の防止	<p>不法占用、不法投棄、迷惑行為等の不法行為等の是正は、河川管理施設の機能を守るために必要である。</p> <p>河川巡視を週3回実施し、補助的に河川監視カメラ（CCTV）を活用した空間管理を実施している。また、啓発活動を実施したり、関係機関と連携を深めるなど、継続的な是正を実施している。今後も、継続的な是正の指導を実施していく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">P.43</p>	<p>今後も、不法占用、不法投棄、迷惑行為等を是正するため、関係機関と連携した啓発活動、河川巡視、補助的に河川監視カメラ（CCTV）による空間管理に努める。</p> <p style="text-align: right;">P.55</p>	<p>不法占用、不法行為、迷惑行為等を是正するため、関係機関と連携した啓発活動、河川巡視、補助的に河川監視カメラ（CCTV）による空間管理を実施する。</p> <p style="text-align: right;">P.69</p>

加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）比較表

	2.河川整備の現状と課題	3.河川整備の目標に関する事項	4.河川整備の実施に関する事項
4.河川管理			
4.3危機管理対策			
1) 関係団体との連携	<p>災害発生時の迅速な対応、災害時の連絡体制を確保するため、以下に示すように日頃から様々な関係団体と連携を図っている。今後も、関係機関との連携を継続して実施していく必要があるとともに、地域で活動している方々との連携を図る必要がある。</p> <p>(1) 水防協議会 加古川では、適切な水防活動に資するため、水防団の河川巡視及び情報連絡、重要水防箇所の説明など水防にかかわる事項の説明、意見聴取を行うことを目的として、関係機関（国交省、気象庁、兵庫県、市）で組織した水防協議会を設立している。また、水防体制の強化を図るため、関係者による水防演習を実施している。今後も、関係者が連携し、常に情報の共有等を図っていく必要がある。</p> <p>(2) 洪水予報連絡会 水防法に基づき、姫路河川国道事務所と神戸海洋気象台とが共同して行う加古川の洪水予報に資するよう、関係官公署及び関係団体が通報の伝達を円滑に行い、もって洪水を防御しかつ洪水被害の軽減を目的として、関係機関（国交省、気象庁、兵庫県、市、警察、民間）で組織した洪水予報連絡会を設立している。今後も、関係者が連携し、常に情報の共有等を図っていく必要がある。</p> <p>(3) 総合流域防災協議会 流域全体の治水対策を進めるにあたり、国交省と兵庫県が連携し治水安全度の確保、向上あるいは治水施設の整備に必要な調査、評価を行い、それに基づき流域の今後のあり方について具体の整備を進めることを目的として、関係機関（国交省、兵庫県）で組織した総合流域防災協議会を設立している。今後も、関係者が連携し、常に情報の共有等を図っていく必要がある。</p>	<p>今後も、関係団体との連携を継続しながら、地域で活動している方々との連携に努める。</p>	<p>被害の最小化を図るため、公助、共助、自助におけるそれぞれの責任を認識しつつ、水防協議会、洪水予報連絡会、総合流域防災協議会、加古川下流部濁水調整協議会、加古川大堰放流連絡会、加古川水質汚濁防止協議会等、日頃から様々な関係団体との連携を継続して実施するとともに、減災のために地域の自発的な活動の支援や地域で活動している方々との連携を実施する。</p>

加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）比較表

	2.河川整備の現状と課題	3.河川整備の目標に関する事項	4.河川整備の実施に関する事項
4.河川管理			
1) 関係団体との連携	<p>(4) 加古川下流部濁水調整協議会（濁水調整会議、情報連絡会議）</p> <p>加古川水系では、加古川下流部の濁水時における必要な水文等の情報交換および関係利水者間の調整に関する事項の協議を行い、加古川大堰の適正な運用や合理的な水利使用の推進を図ることを目的として、関係機関（国交省、農政局、兵庫県、市、土地改良区、民間）で組織した加古川下流部濁水調整協議会（濁水調整会議、情報連絡会議）を設立している。今後も関係者が連携し、常に情報の共有等を図っていく必要がある。</p> <p>(5) 加古川大堰放流連絡会</p> <p>加古川大堰からの放流について、関係機関との連絡を密にし、その円滑な実施と放流による下流の事故防止に資することを目的として、関係機関（国交省、兵庫県、警察、市（消防））で組織した加古川大堰放流連絡会を設立している。今後も、関係者が連携し、常に情報の共有等を図っていく必要がある。</p> <p>(6) 加古川水質汚濁防止協議会</p> <p>加古川水系の水質汚濁防止並びに河川愛護の高揚を図り、もって流水の正常な機能の維持に資することを目的として、関係機関（国交省、兵庫県、市町、土地改良区等、民間）や地元の団体から組織した加古川水質汚濁防止協議会を設立している。今後も、関係機関が連携し、常に情報の共有等を図っていく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">P.43</p>		
		P.56	P.70

加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）比較表

	2.河川整備の現状と課題	3.河川整備の目標に関する事項	4.河川整備の実施に関する事項
<p>4.河川管理</p> <p>2) 安全な河川管理施設の運用</p>	<p>(1) 河川管理施設の操作 国民の生命、財産を守るために、洪水時に河川管理施設を迅速かつ確実に操作することが必要である。 現在、洪水時における樋門、水門等の河川管理施設の開閉操作は、近隣在住の操作員が実施している。また、出水時に迅速かつ確実に操作員が施設を操作できるように講習会を毎年出水期前に実施している。しかし、操作員の高齢化が進んでいることにより人員確保が課題となっている。</p> <p>(2) 加古川大堰放流警報 加古川大堰の放流に伴う水位上昇により、人が河川内に取り残されることがないように避難させる必要がある。 加古川大堰の放流に伴う事故を防止するため、加古川大堰主ゲートの操作を実施する場合、1時間前から警報車やスピーカー、サイレンにより警報を実施している。また、普段から加古川大堰放流による増水に注意を促す警報板を設置している。今後も、加古川大堰放流警報を継続して実施していく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">P.45</p>	<p>今後も、安全な河川管理施設の適切な運用が継続されるよう、樋門については、樋門操作員を対象とした講習会を毎年実施し、河川管理施設の操作を確実にすることで洪水時の被害をなくすことに努める。 また、加古川大堰については、継続して加古川大堰放流に伴う事故防止に努める。</p> <p style="text-align: right;">P.56</p>	<p>樋門については、操作員に対して、出水時の確実な樋門等の操作を図るため、講習会を毎年度実施する。また、自治体の協力のもと操作員の確保を実施する。さらに、河川管理施設の操作は人の手により確実に実施するが、補助的な遠隔監視の管理体制の強化について検討する。必要に応じて、遠隔監視等を実施する。 加古川大堰については主ゲートの操作を実施する場合、1時間前から警報車やスピーカー、サイレンにより警報を実施する。 また、事故防止のため、普段から加古川大堰放流による増水に注意を促す警報板の設置を実施する。さらに、補助的な遠隔監視の管理体制の強化について検討する。必要に応じて、遠隔監視等を実施する。</p> <p style="text-align: right;">P.70</p>

加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）比較表

	2.河川整備の現状と課題	3.河川整備の目標に関する事項	4.河川整備の実施に関する事項
<p>4.河川管理</p> <p>3) 平常時、災害時の情報提供</p>	<p>日頃から洪水への意識を高めることにより、洪水が発生したときの適切な避難を促し被害を最小限にとどめ、洪水等による浸水被害から、国民の生命、財産を守る必要がある。平常時、災害時の情報提供では、洪水時に想定される浸水情報や避難場所等を事前に公表することで、日頃から洪水への意識を高めることにより地域の防災力を向上すること、及び実際に洪水が発生したときの適切な避難を促し被害を最小限にとどめることを目的としている。今後、東南海・南海地震で発生が想定される津波や、地球温暖化に伴う気候変動等により洪水や濁水の状況が変化する中で、被害の最小化を目的としたさらなる情報提供が必要である。</p> <p>(1) 浸水想定区域図による情報提供 洪水時の堤防の決壊等による浸水情報を住民にわかりやすく提供するため、浸水想定区域図の指定、公表を実施している。それを基に市町がハザードマップの作成を実施している。</p> <p>(2) インターネット等による情報提供 洪水時の適切な避難判断に資するため、雨量、水位情報をホームページでリアルタイムに提供している。水位情報配信サービスでは、水位観測所の水位が所定の値に達すると、配信登録された方に自動メールで情報の提供を実施している。</p> <p>(3) ケーブルテレビによる情報提供 ケーブルテレビでも洪水情報を確認できるよう、河川監視カメラ（CCTV）の映像を地元ケーブルテレビ局（BAN-BANテレビ）を通じて配信を実施している。今後も、浸水想定区域図による情報提供、インターネット等による情報提供、ケーブルテレビによる情報提供を継続して実施していく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">P.45</p>	<p>今後も、平常時、災害時の情報提供を継続していくことに努める。日頃から災害への意識を高めることにより地域の防災力を向上させるとともに、洪水時に想定される浸水情報や避難場所等を事前に公表することで、実際に災害が発生したときの被害を最小限にとどめることに努める。</p> <p style="text-align: right;">P.56</p>	<p>観測機器の増設、光ファイバーケーブル網の拡大、インターネットや電子メールを用いたリアルタイムの情報提供やユビキタスネットワークの活用、洪水時に想定される浸水の区域及び水深の予測と情報提供のための検討を実施する。</p> <p>また、さらなる関係機関への情報提供を実施する。浸水深や避難所等洪水に関する情報を洪水関連標識として生活空間である「まちなか」に表示する取り組み（まるごとまちごとハザードマップ）を実施する。</p> <p>また、防災に関する出前講座等により防災情報の提供を実施し、防災意識の啓発活動を実施する。</p> <p>浸水想定区域内における新規開発行為等土地利用の適正化や自主防災対策に資する情報の提供を実施し、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して実施する。</p> <p style="text-align: right;">P.70</p>

加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）比較表

	2.河川整備の現状と課題	3.河川整備の目標に関する事項	4.河川整備の実施に関する事項
4.河川管理			
4) 防災施設の整備	<p>国民の生命、財産を守るために、災害時に迅速な対応をする防災施設として、加古川市にヘリポートを備えた加古川河川防災ステーション、水防資材の備蓄をしている水防倉庫や資材置き場、備蓄土砂の機能を持つ桜つつみ、災害時に使用する緊急河川敷道路を整備している。さらに、災害対策用機械として、災害対策指令車や排水ポンプ車等を保有している。今後も、防災施設と災害対策機器の管理を継続していくとともに、適切な運用が必要である。</p> <p>P.47</p>	<p>今後も、防災施設としての機能が維持される管理や運用に努める。</p> <p>P.56</p>	<p>防災施設としての機能が維持されるよう管理や訓練を実施するとともに、水防活動で使用する水防資材の備蓄を実施する。</p> <p>また、災害対策指令車、排水ポンプ車等の災害対策機器について、他事務所との連携を図る。</p> <p>P.71</p>
4.4河川空間の利用	<p>健康で文化的な生活を営む権利を守るためには、河川に人が親しむことが出来る場を提供することが必要である。</p> <p>そのため、水辺に人が集まる施設、川でしかできない水辺に親しむための施設の整備を実施している。河川の利用実態は、加古川の年間河川空間利用者数（推定）が約119万人であり、沿川市町の人口からみた年間平均利用回数は約2回となっている。利用形態別で見ると、散策等が54%と最も多く、次いでスポーツが37%となっている。水遊びは7%、釣りは2%となっている。</p> <p>このように、多くの人が散策や水遊びに利用しているが、河川以外でも出来るスポーツなどの利用もあり、川でしかできない水辺の利用をさらに増やしていくことが必要である。</p> <p>P.48</p>	<p>今後も、水辺に人が集まる施設の機能を維持するとともに、川でしかできない水辺に親しむための施設の充実に努めるとともに、身近な自然を楽しみ、安心して利用できる河川空間の整備に努める。</p> <p>P.56</p>	<p>水辺に人が集まる施設の機能の維持、川でしかできない水辺に親しむための施設の充実に努めるとともに、身近な自然を楽しみ、安心して利用できる河川空間の整備を図る。</p> <p>P.71</p>
5.地域住民との連携	<p>地域の実情に合わせ、多様化や高度化した地域住民のニーズに応えた河川整備を実現するために、地域住民と連携し、加古川の地域における良好な環境や、地域の価値を向上させることが必要である。そのため、水辺に親しみ河川に関心を持ってもらうための河川調査や水生生物調査を地域住民と一体となって実施している。今後も、地域住民と一体となった活動を増やしていくとともに、地域の自発的活動を支援していくことが必要である。</p> <p>P.48</p>	<p>地域住民、地域で活動されている方々、河川管理者とが一体（エリアマネジメント）となった取り組みに努める。</p> <p>P.56</p>	<p>治水、環境、維持管理のモニタリングにおいて地域住民や地域で活動されている方々と一体となった取り組みを実施する。</p> <p>また、地域の実情に合わせ、多様化や高度化した地域住民のニーズに応えた河川整備を実現していくために、地域住民、地域で活動されている方々、河川管理者が一体となった取り組み、または、地域の自発的活動やその活動を行う人材の育成、地域住民間の交流を支援することで、地域の力を活用した、それぞれの個性を活かした川づくりを実施する。</p> <p>P.71</p>

加古川水系河川整備計画原案（国管理区間）比較表

	2.河川整備の現状と課題	3.河川整備の目標に関する事項	4.河川整備の実施に関する事項
6.新たな課題	<p>こうした現状と課題のほかに、地球温暖化が原因とされる地球規模の気候変動と海面上昇といった課題が生じている。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の第4次報告書では、熱帯低気圧の強度が強まり、激しい降雨の頻度が増大するとともに海面も上昇すると予測されており、こうした課題に対して河川が受ける影響を分析し、リスクを軽減する方策が求められている。</p> <p>治水面では、平成19年(2007)5月30日の日本学術会議の答申「地球規模の自然災害の増大に対する安全・安心社会の構築」において、地球温暖化に起因する海面の上昇やはん濫原及び海拔ゼロメートル地帯への居住地の拡大により、高潮や高波及び津波の災害の危険性が増大すると指摘されており、現行の治水計画レベルでの予防対策の充実強化はもちろんのこと、それを超える自然外力による堤防の決壊も想定し、ハードとソフト両面での対策を準備しておかなければならない。この場合、適正な土地利用の誘導等の減災対策はもちろんのこと、復旧・復興までを視野に入れ、災害を克服できる仕組みや対応を講じていくことが重要である。</p> <p>また、利水面では、年間降水量の変動幅の拡大傾向が続いている。こうした状況のもと、社会経済活動に深刻な打撃を与えるような取水制限を回避するため、渇水対策を講じなければならない。一方、適切な水利用を進めるために、水利用実態の把握と水循環系の科学的検討を深め、健全化を進めることが求められている。</p> <p>加えて、地球温暖化に伴う動植物の生息・生育・繁殖環境の変化も加古川水系と関係するため、関係機関と連携しつつ、その変化のモニタリングと河川へ与える影響の学術的知見を積み重ねていくことが求められている。</p> <p>日本有数のものづくりの地域である播磨地方を支える加古川水系では、生命や財産の安全はもとより、物流・交流ネットワークの保全をはじめ、環境共生型を目指している社会経済活動の最低限の持続性を確保していかなければならないという課題を背負っている。</p> <p style="text-align: right;">P.49</p>		